

## 審議事項（５） - 1

（内容は今後の審議により変更される場合があります）

## 四半期会計基準専門委員会での検討状況（第５回）

1. 当面の検討スケジュール . . . 審議事項（５） - 2
2. 四半期特有の会計処理（その２） . . . 審議事項（５） - 3

今回の検討範囲：引当金、特別損益項目、法人税等（税効果会計を含む）、外貨建取引／外貨換算、1株当たり当期純利益、四半期連結キャッシュ・フロー計算書、連結固有の事項、企業結合・事業分離

## &lt; 主な論点 &gt;

- （１）引当金、法人税等（税効果会計を含む）、四半期キャッシュ・フロー計算書、連結固有の事項の取扱いは、基本的には、現行の中間財務諸表作成基準での取扱いと同様でよいか。（p1～5, p8～10, p15～17）
- （２）特別損益項目に計上するかどうかの判断はどのように行うべきか。（p6～7）
- （３）在外子会社の損益計算書の換算において、適切な3ヶ月情報を開示するため、期中平均レートは月又は四半期を算定期間とするものに限定すべきか。（p11～12）
- （４）企業結合における持分プーリング法適用においては、結合企業が連結財務諸表を作成している場合、企業結合日の属する事業年度の期首に企業結合が行われたとみなして連結財務諸表を作成することが求められているが、当該事業年度で既に公表している過去の四半期財務諸表についても遡及修正すべきか。（p19～21）
- （５）企業結合・事業分離の注記については、開示の迅速性を考慮する必要もあるが、プロフォーマ情報を含め、年度財務諸表で規定されているものをすべて求めるべきか。（p21～24）

以 上